

松 監 第 4 6 号

平成 2 7 年 8 月 4 日

松 戸 市 長 本 郷 谷 健 次 様

松 戸 市 議 会 議 長 大 井 知 敏 様

松 戸 市 監 査 委 員	牧 野 英 之
同	三 好 徹
同	杉 山 由 祥
同	飯 箸 公 明

財 政 援 助 団 体 監 査 の 結 果 に つ い て

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 7 項 の 規 定 に 基 づ き 実 施 し た 財 政 援 助 団 体 監 査 に つ い て、同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り、そ の 結 果 を 次 の と お り 提 出 し ま す。

松戸市少年少女発明クラブ

監査を実施した 監査委員名	牧野英之 三好徹 杉山由祥 飯箸公明
監査の種類	財政援助団体監査
監査の期間	平成27年5月1日～平成27年5月28日
監査の対象団体	松戸市少年少女発明クラブ
監査の方法	<p>監査対象とした団体の補助事業に係る事務及び経理並びに関係部課の事務が、法令等に準拠し適正に行われているか、また、補助金が交付条件に従って使用され、効果をあげているか等を主眼において監査を行った。</p> <p>監査にあたっては、関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに、関係者に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。</p>
監査の対象事項	<p>○関係部課(生涯学習部生涯学習推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等に違反して補助をしていないか。 ・交付方法、時期、手続き等は適正か。 ・補助条件は妥当か。 ・補助効果及び補助条件履行に対する確認がなされているか。 <p>○補助団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業が補助目的に沿って適正に執行されているか。 ・補助事業に係る経理が適正に行われているか。 ・事業目的に沿って効率的に運営されているか。

松戸市少年少女発明クラブ

1 組織の構成

会長 …… 副会長 …… 監査2人(うち理事兼務1人) …… 理事3人 29人
 会員60人

2 予算の執行状況(平成27年3月末日現在)

歳入

歳入予算額 6,994,752 円
 歳入決算額 6,159,883 円

歳出

歳出予算額 6,994,752 円
 歳出決算額 5,982,906 円

歳入歳出差引残額 176,977 円
 次年度への繰越金 176,977 円

歳入

予算科目	予算現額	決算額	増減
	円	円	円
会費	640,000	520,000	△ 120,000
市補助金	500,000	500,000	0
助成金	360,000	385,478	25,478
諸収入	3,501,000	2,760,653	△ 740,347
繰越金	1,993,752	1,993,752	0
計	6,994,752	6,159,883	△ 834,869

歳 出

予 算 科 目	予 算 現 額	決 算 額	増 減
	円	円	円
管理費	1,896,720	1,429,328	△ 467,392
事業費	1,470,000	1,853,578	383,578
設備補修積立金	3,628,032	2,700,000	△ 928,032
計	6,994,752	5,982,906	△ 1,011,846

3 補助目的・効果

少年少女に科学技術に関する興味、関心を追及する場を提供し、社会教育の発展に寄与する松戸市少年少女発明クラブを支援することを目的とする。

同クラブへの補助は、各種の事業を実施することにより、児童生徒に科学的な創作活動を通じて創造性豊かな人間形成を図っている。

また、各大会で優秀な成績を収める等、効果をあげている。

4 監査の結果

会計経理に係る事務処理及び帳簿並びに証拠書類等は適切で、補助目的に沿い効率的に運営されているものと認められた。

松 監 第 47 号
平成 27 年 8 月 4 日

松 戸 市 長 本 郷 谷 健 次 様
松 戸 市 議 会 議 長 大 井 知 敏 様

松 戸 市 監 査 委 員	牧 野 英 之
同	三 好 徹
同	杉 山 由 祥
同	飯 箸 公 明

指定管理者監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した指定管理者監査について、
同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

タ フ カ 株 式 会 社

監査を実施した 監査委員名	牧 野 英 之 三 好 徹 杉 山 由 祥 飯 箸 公 明
監査の種類	指 定 管 理 者 監 査
監査の期間	平成27年5月1日～平成27年5月28日
監査の対象団体	タフカ株式会社
監査の方法	<p>監査対象とした団体の指定管理に係る事務及び経理並びに関係部課の事務が、法令等に準拠し適正に行われているか、また、施設の管理が適切に管理され、協定等の義務は履行されているか等を主眼において監査を行った。</p> <p>監査にあたっては、関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに、関係者に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。</p>
監査の対象事項	<p>○関係部課(経済振興部 商工振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。 ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 ・管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。 ・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。 <p>○指定管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。 ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

1 監査の対象

勤労会館の管理に係る出納その他の事務の執行状況
(松戸市根本8-11)

管理代行料 20,046,330円(平成26年度予算)

協定締結年月日 平成26年4月1日

2 監査実施日

平成27年5月28日

3 指定管理者

タフカ株式会社 代表取締役 田邊 喜範

4 指定管理内容等

(1) 指定期間

平成26年4月1日～平成30年3月31日

(2) 指定方法

公募

(3) 事業内容

ア 施設管理業務(使用料徴収、維持管理など)

イ 事業運営業務(講座等の企画運営、情報提供、相談など)

5 監査の結果

会計経理に係る事務処理及び帳簿並びに証拠書類等はおおむね適切であり、効率的に運営されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(指摘事項)

管理代行料の支払いについて

管理代行料の支払が遅延していたものがあった。

今後は、適正な事務処理を行われたい。